
傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準

平成25年3月改訂

 佐 賀 県

目 次

1 「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」について	1
2 分類基準及び医療機関リスト	3
① 三次救急医療機関（救命救急センター）リスト	4
② 二次救急医療機関リスト	5
③ 脳卒中对応医療機関リスト	8
④ 心筋梗塞（急性冠症候群）対応医療機関リスト	9
⑤ 妊産婦（周産期）対応医療機関リスト	10
⑥ 小児対応医療機関リスト	11
3 観察基準	12
① 共通項目（重篤）	12
② 脳卒中の疑い	13
③ 心筋梗塞（急性冠症候群）の疑い	14
④ 外傷	14
⑤ 熱傷	15
⑥ 中毒	15
⑦ 妊産婦（周産期）	15
⑧ 小児	16
4 選定基準	17
5 伝達基準	18
6 受入医療機関確保基準	19

1 「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」について

(1) 意義

この「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」(以下「実施基準」という。)は、消防法(以下「法」という。)第35条の5に基づき、佐賀県における「消防機関による救急業務としての傷病者の搬送及び医療機関による当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図るための基準」として定める。

(2) 実施基準の概要

本実施基準において定める基準及び各基準の内容は次のとおりとする。

策定する基準	法第35条の5第1項	内 容
分類基準	第1号	傷病者の心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準。 優先度の高い順に、次の観点で分類を行う。 ①緊急性：生命に影響を及ぼすような緊急度が高いもの ②専門性：専門性が高いもの
医療機関リスト	第2号	分類基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称を具体的に記載するもの。 ※ 消防機関から医療機関への傷病者の受入れの照会を行うために使用するものであり、個人等が直接医療機関を受診するために使用するものではない。 ※ 医療機関は消防機関からの受入照会に応じるよう努めるが、当日の診療等の状況により受入れできない場合がある。
観察基準	第3号	消防機関が傷病者の病状等を観察するための基準。 (傷病者の状況が分類基準のどの分類に該当するか判断するための材料を正確に得るためのもの。)
選定基準	第4号	消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準。
伝達基準	第5号	消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準。
受入医療機関確保基準	第6号	傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他受入れを行う医療機関の確保に資する事項。

(3) 基本的な考え方、適用等

- ① 既存の医療資源を前提に、佐賀県保健医療計画との調和が保たれたものとする。
- ② 医療機関相互における転院搬送は実施基準の対象としない。ただし、三次救急医療機関が受入れたオーバートリアージ（二次救急医療機関でも対応可能な症状・病態等）の傷病者について、病床確保等のために二次救急医療機関に受入れの協力を求める場合を除く。
- ③ 災害時における被災傷病者の搬送等は実施基準の対象としない。
- ④ 実施基準の各基準の規定について、メディカルコントロール体制の下に定められた救急活動プロトコール等に定められている指示内容と重複する場合は、プロトコール等の規定を優先して適用する。

2 分類基準及び医療機関リスト

医療機関リストにおける各医療機関の時間帯等に応じた受入れ可否等の情報は、消防機関から医療機関への傷病者の受入れの照会の際に参考となるよう、目安として示すものである。緊急性や診療の状況等により随時変わるものであるため、消防機関にあっては、必ず傷病者の搬送前に電話等により受入れの可否を各医療機関に照会すること。

傷病者の症状・病態等の分類		対応医療機関の機能	医療機関	
緊急性	重篤(バイタルサイン等による)	救命救急センター又は対応可能な二次救急医療機関	リスト①②	
	重症度・緊急度が高い	脳卒中の疑い	脳卒中の超急性期又は急性期を担う医療機関	リスト③
		心筋梗塞(急性冠症候群)の疑い	心筋梗塞(急性冠症候群)の超急性期又は急性期を担う医療機関	リスト④
		外傷	救命救急センター	リスト①
		熱傷	対応可能な救命救急センター	リスト①
		中毒	救命救急センター	リスト①
		専門性	妊産婦(周産期)	総合周産期母子医療センター(及び連携病院)又は地域周産期医療機関等
小児	小児中核病院、入院小児救急医療機関等		リスト⑥	
重症度・緊急度(生命の危険の可能性)は高くないが、手術・入院の必要性が疑われる症状		二次救急医療機関(妊産婦については地域周産期医療機関等、小児については入院小児救急医療機関等)	リスト② (⑤⑥)	

※「重症度・緊急度が高い」とは、各症状・病態等のうち「生命の危険が切迫しているもの、又はその可能性がある」と判断されるものとする。

※専門性に分類されている傷病者の症状・病態等において、緊急性に分類されている症状・病態等も併発している場合における医療機関リストの適用は、緊急性の分類による医療機関リストを優先する。

①三次救急医療機関（救命救急センター）

所在地	医療機関名	重 度 熱 傷	備考（対応可否等）
佐賀市	佐賀県立病院好生館	○	
佐賀市	佐賀大学医学部附属病院	○	
唐津市	唐津赤十字病院		地域型
嬉野市	NHO嬉野医療センター		地域型
久留米市	聖マリア病院	○	
久留米市	久留米大学病院	○	ドクターヘリ
福岡市	九州大学病院	○	
福岡市	済生会福岡総合病院	○	
福岡市	福岡大学病院	○	
大村市	NHO長崎医療センター	○	ドクターヘリ

②二次救急医療機関（入院・手術を必要とする傷病者に対応できる救急医療機関）

区分凡例：◎＝常時可能(オンコール含む)、○＝平日のみ可能、△＝曜日・当番日によっては可能

※「CPA対応」は、心肺蘇生による循環動態の安定後は、速やかな三次救急医療機関への転送を原則とする

※「三次からの転送」は、三次救急医療機関の病床確保等のためのオーバーリアージ傷病者の初期診療後の転送受入れ

所在地	医療機関名	備考(対応可否等)								
		内科系	外科系	昼間	CPA対応	夜間	CPA対応	の三次からの転送		
佐賀市	兵庫町	上村病院	■		◎	◎	◎	◎	■	
	日の出	NHO佐賀病院	■	■	◎		◎		■	
	巨勢町	小野病院	■	■	◎	◎	△	△	■	
	川副町	枝國医院	■	■	◎	◎	◎	△		
	赤松町	草場整形外科		■	○		△			
	本庄町	熊谷整形外科		■	◎	△	◎	△	■	
	嘉瀬町	小池病院	■	■	○		△		■	
	諸富町	小柳記念病院	■	■	○	△	△		■	
	松原	境野病院		■	◎		△		■	
	高木瀬町	佐賀記念病院	■	■	◎	◎	◎	◎	■	
	兵庫南	佐賀社会保険病院	■	■	◎	◎	◎	△	■	
	富士町	佐賀市立富士大和温泉病院	■		◎	○	△	△	■	
	田代	至誠会病院	■		◎	◎	◎	◎	■	
	川原町	信愛整形外科医院		■	◎				■	
	鍋島	正島脳神経外科病院		■	◎		△		■	
	大財	副島病院	■	■	◎		◎		■	
	嘉瀬町	田中病院		■	◎		◎		■	
	川副町	早津江病院	■		○					精神科領域のみ
	高木瀬東	橋野医院	■	■	◎		△		■	
	大和町	ふじおか病院	■		◎		○			
	松原	藤川病院		■	◎	△	◎	△	■	
	開成	福岡病院	■		○					
	本庄町	福田脳神経外科病院		■	◎	○	◎	○	■	
水ヶ江	諸隈病院	■		◎	◎	◎	◎	■		
開成	森永整形外科医院		■	○						
多久市	多久町	多久市立病院	■	■	○	○	△			
小城市	小城町	小城市民病院	■		◎	◎	△	△	■	
	牛津町	鶴田整形外科		■	△					
	小城町	ひらまつ病院	■	■	◎	◎	◎	◎	■	
神崎市	神埼町	神埼病院	■		○					
	神埼町	橋本病院	■	■	◎	◎	◎	△	■	
鳥栖市	轟木町	今村病院（如水会）	■	■	◎	◎	◎	◎	■	

所在地	医療機関名	備考(対応可否等)								
		内科系	外科系	昼間	CPA対応	夜間	CPA対応	の転送	三次から	
鳥栖市	本通町	今村病院(仁徳会)	■		○			—		
	蔵上	岩岡整形外科		■	◎		○		■	
	桜町	千鳥会石橋整形外科		■	○		○		■	
	今泉町	藤戸医院	■	■	◎	○	◎	◎	■	
	蔵上	まごころ医療館	■	■	○		○		■	
	西新町	松岡病院	■		◎	△	△			
	弥生が丘	やよいがおか鹿毛病院	■	■	◎	◎	◎	◎	■	
三養基郡	みやき町	大島病院		■	◎	◎	◎	△	■	
	みやき町	NHO東佐賀病院	■	■	◎	○	△	△		
	上峰町	三樹病院	■	■	○	△	△		■	
唐津市	海岸通	岩本内科	■		○				■	
	西城内	加藤眼科医院		■	○		△			眼科疾患のみ
	松南町	河畔病院	■	■	○	○	△	△	■	
	北波多	唐津市民病院きたはた	■		○		△			
	朝日町	唐津第一病院	■		○	○			■	
	元旗町	佐賀県済生会唐津病院	■	■	◎	◎	◎	◎	■	
	和多田天満町	副島整形外科病院		■	○		△		■	
	山本	平川病院	■	■	○	△	△	△	■	
伊万里市	立花町	いび整形外科		■	○		△		■	
	二里町	小副川医院	■	■	◎		○		■	
	立花町	口石病院		■	○					
	山代町	社会保険浦之崎病院	■	■	○	○	○		■	
	山代町	西田病院	■	■	◎	◎	◎	◎		
	大川内町	泌尿器科いまりクリニック		■	◎		◎		■	
	立花町	前田病院	■	■	△	△	△	△	■	
	新天町	山口病院	■		△					
	二里町	山元記念病院	■	■	◎	◎	◎	◎	■	
西松浦郡	有田町	伊万里有田共立病院	■	■	◎	◎	◎	◎	■	
	有田町	森病院	■		△	△				
武雄市	武雄町	酒井眼科医院		—	—					
	武雄町	新武雄病院	■	■	◎	◎	◎	◎	■	
	武雄町	副島整形外科クリニック		■	○				■	
	武雄町	副島整形外科病院		■	○				■	
杵島郡	大町町	大町町立病院	■		◎	○	○	△	■	
	大町町	川崎整形外科医院		■	○		△			
	江北町	古賀病院	■	■	◎	△	△	△	■	

所在地	医療機関名	備考(対応可否等)							
		内科系	外科系	昼間	CPA対応	夜間	CPA対応	三次からの転送	
杵島郡	大町町	順天堂病院	■	■	○			■	
	白石町	白石共立病院	■	■	◎	◎	◎	◎	■
	白石町	藤井整形外科病院		■	◎				■
	江北町	藤崎医院	■		◎		◎		
鹿島市	高津原	織田病院	■	■	◎	◎	◎	◎	■
	高津原	別府整形外科		■	◎		△		■
	高津原	犬塚病院	■		◎	◎	◎	◎	■
嬉野市	塩田町	樋口病院	■		○	○	○	○	
藤津郡	太良町	町立太良病院	■	■	◎	◎	◎	◎	■
久留米市	天神町	天神会新古賀病院	■	■	◎	◎	◎	◎	■
佐世保市	島地町	佐世保共済病院	■	■	○	○	△		
	瀬戸越	長崎労災病院	■	■	◎	◎	◎	◎	■

③脳卒中对応医療機関

区分凡例:◎=常時可能(オンコール含む)、○=平日のみ可能、△=曜日・当番日によっては可能

所在地	医療機関名	備考(対応可否等)				
		昼間	t P A	夜間	t P A	
佐賀市	兵庫町	上村病院	◎		△	
	日の出	NHO佐賀病院	△		△	
	巨勢町	小野病院	◎		△	
	諸富町	小柳記念病院	△	-	△	
	水ヶ江	佐賀県立病院好生館	◎	◎	◎	◎
	鍋島	佐賀大学医学部附属病院	◎	◎	◎	◎
	鍋島	正島脳神経外科病院	◎		△	
	本庄町	福田脳神経外科病院	◎		◎	
	松原	藤川病院	◎		△	
	水ヶ江	諸隈病院	○	○	△	△
小城市	小城町	小城市民病院	◎		△	
鳥栖市	轟木町	今村病院(如水会)	◎	◎	◎	◎
三養基郡	みやき町	大島病院	◎		◎	
唐津市	松南町	河畔病院	○	○	△	△
	二夕子	唐津赤十字病院	◎	◎	◎	◎
	朝日町	唐津第一病院	-	-		
	元旗町	佐賀県済生会唐津病院	◎		△	
	鏡	平川俊彦脳神経外科	○		△	
伊万里市	山代町	社会保険浦之崎病院	○		○	
	山代町	西田病院	△	△	△	△
	二里町	山元記念病院	○	○		
西松浦郡	有田町	伊万里有田共立病院	◎	◎	◎	◎
武雄市	武雄町	新武雄病院	◎	◎	◎	◎
	武雄町	野口脳神経外科	◎	○	△	△
杵島郡	白石町	白石共立病院	◎	◎	○	○
鹿島市	高津原	織田病院	◎		◎	
鹿島市	中村	吉田病院	◎		◎	
嬉野市	嬉野町	NHO嬉野医療センター	◎	◎	◎	◎
藤津郡	太良町	町立太良病院	○		△	
久留米市	旭町	久留米大学病院	◎	◎	◎	◎
	津福本町	聖マリア病院	◎	◎	◎	◎
	天神町	天神会新古賀病院	◎	◎	◎	◎
大村市	久原	NHO長崎医療センター	◎	◎	◎	◎
佐世保市	瀬戸越	長崎労災病院	◎	◎	◎	◎

④心筋梗塞（急性冠症候群）対応医療機関

区分凡例:◎=常時可能(オンコール含む)、○=平日のみ可能、△=曜日・当番日によっては可能

所在地	医療機関名	備考(対応可否等)				
		昼間	P C I	夜間	P C I	
佐賀市	兵庫町	上村病院	◎		◎	
	日の出	NHO佐賀病院	○		△	
	水ヶ江	佐賀県立病院好生館	◎	◎	◎	◎
	富士町	佐賀市立富士大和温泉病院	—		—	
	鍋島	佐賀大学医学部附属病院	◎	◎	◎	◎
	水ヶ江	諸隈病院	○			
鳥栖市	轟木町	今村病院（如水会）	◎		◎	
	弥生が丘	やよいがおか鹿毛病院	△		△	
唐津市	元旗町	佐賀県済生会唐津病院	◎	◎	◎	◎
	二夕子	唐津赤十字病院	◎	◎	◎	◎
伊万里市	山代町	社会保険浦之崎病院	○		○	
	二里町	山元記念病院	◎	◎	◎	◎
西松浦郡	有田町	伊万里有田共立病院	◎		○	
武雄市	武雄町	新武雄病院	◎	△	◎	△
杵島郡	白石町	白石共立病院	◎	◎	◎	◎
鹿島市	高津原	織田病院	◎	◎	◎	◎
	嬉野市	NHO嬉野医療センター	◎	◎	◎	◎
嬉野市	塩田町	樋口病院	○		○	
	久留米市	旭町	久留米大学病院	◎	◎	◎
津福本町		聖マリア病院	◎	◎	◎	◎
天神町		天神会新古賀病院	◎	◎	◎	◎
大村市	久原	NHO長崎医療センター	◎	◎	◎	◎
佐世保市	瀬戸越	長崎労災病院	○	◎	△	◎

⑤妊産婦(周産期)対応医療機関(総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療機関)

区分凡例:総合=総合周産期母子医療センター、連携=総合周産期母子医療センター
連携医療機関、地域:地域周産期母子医療機関

所在地		医療機関名	区分	備考(連携内容等)
佐賀県	佐賀市・日の出	NHO佐賀病院	総合	
	佐賀市・鍋島	佐賀大学医学部附属病院	連携	・ハイリスク妊娠・分娩の管理
	佐賀市・水ヶ江	佐賀県立病院好生館	連携	・小児外科
	佐賀市・兵庫南	社会保険佐賀病院	地域	
	唐津市・二夕子	唐津赤十字病院	地域	
	嬉野市・嬉野町	NHO嬉野医療センター	地域	
福岡県	久留米市	久留米大学病院	総合	ドクターヘリ
	久留米市	聖マリア病院	総合	
	福岡市	福岡市立こども病院	連携	・心臓小児外科
長崎県	大村市	NHO長崎医療センター	総合	ドクターヘリ

⑥小児対応医療機関（小児中核病院、入院小児救急医療機関等）

所在地		医療機関名	備考
佐賀県	佐賀市・鍋島	佐賀大学医学部附属病院	高度な小児内科疾患に対する対応
	佐賀市・水ヶ江	佐賀県立病院好生館	高度な小児内科疾患に対する対応
	唐津市・二夕子	唐津赤十字病院	
	嬉野市・嬉野町	NHO嬉野医療センター	
福岡県	久留米市	久留米大学病院	
	久留米市	聖マリア病院	
長崎県	大村市	NHO長崎医療センター	

3 観察基準

救急隊は、「救急隊員の行う応急処置等の基準」（昭和53年消防庁告示第2号）第5条に基づき「傷病者の総合的な観察」を行いつつ、分類基準による傷病者の症状・病態等について、次の各観察項目を参考として判断する。

なお、各観察項目における数値等は、傷病者の症状・病態等が重篤又は重症度・緊急度が高いと評価できる場合等として例示するものであり、最終的には全身観察の結果や病歴等と併せて総合的な評価を行うものとする。

【共通項目（重篤）】

成人 (6歳以上)	意識	JCS：Ⅲ-100以上（又はGCS：8点以下）	
	呼吸	10回/分未満 又は 30回/分以上	
		呼吸音の左右差	
		異常呼吸	
	脈拍	50回/分未満 又は 120回/分以上	
	血圧	収縮期90mmHg未満（又は、周産期の場合は200mmHg以上）	
S p O ₂	90%未満		
その他	ショック徴候（冷汗、皮膚蒼白、意識レベル低下等）		
乳幼児 (6歳未満)	意識	JCS：Ⅲ-100以上（又はGCS：8点以下）	
	呼吸	幼児(1歳以上)	20回/分未満 又は 30回/分以上
		乳児(生後28日以上)	20回/分未満 又は 30回/分以上
		新生児(生後28日未満)	30回/分未満 又は 50回/分以上
		呼吸音の左右差	
		異常呼吸	
	脈拍	幼児(1歳以上)	60回/分未満 又は 110回/分以上
		乳児(生後28日以上)	80回/分未満 又は 120回/分以上
		新生児(生後28日未満)	100回/分未満 又は 150回/分以上
	血圧	幼児(1歳以上)	収縮期80mmHg未満
		乳児(生後28日以上)	収縮期80mmHg未満
		新生児(生後28日未満)	収縮期70mmHg未満
S p O ₂	90%未満		
その他	ショック徴候（冷汗、皮膚蒼白、意識レベル低下等）		
	新生児(生後28日未満)	出生後5分以上のアプガースコア7点以下	

【症状・病態別の観察項目】

脳 卒 中 の 疑 い	シンシナティ病院前脳卒中スケール（CPSS）による評価			
	顔のゆがみ	（歯をみせる、又は笑ってもらう。） 片側が他側のように動かない		
	上肢挙上 （バレー徴候）	（閉眼させ、手掌を上下に向け10秒間上肢を挙上させる。） 片側が挙がらない、又は他側に比較して挙がらない		
	構音障害	（傷病者に話をさせる。） 不明瞭な言葉、間違った言葉、あるいはまったく話せない		
⇒ 上記の観察項目に1つでも該当し、発症から3時間以内の傷病者については、 t-P A 静注療法が可能な医療機関に搬送する。				
【参考】				
必要に応じて、倉敷プレホスピタル脳卒中スケール（KPSS）による評価を行い、 結果を医療機関に伝達する（下記7項目、合計点13点により重症度を評価）。				
意識水準	覚醒状況			
	完全覚醒（正常）	0点		
	刺激すると覚醒する	1点		
	完全に無反応	2点		
意識障害	傷病者に名前を聞く			
	正解（正常）	0点		
	不正解	1点		
運動麻痺	上肢運動	傷病者に目を閉じて、両手掌を下にして両腕を伸ばすように口頭、身ぶり手ぶり、パントマイムで指示		
			右手	左手
		左右の両腕は並行に伸ばし、動かずに保持できる（正常）	0点	0点
		手を挙上するが、保持できず下垂する	1点	1点
		手を挙上することができない	2点	2点
	下肢運動	傷病者に目を閉じて、両下肢をベッドから挙上するように口頭、身ぶり手ぶり、パントマイムで指示		
			右足	左足
		左右の両下肢は動揺せず保持できる（正常）	0点	0点
下肢を挙上できるが、保持できず下垂する		1点	1点	
	下肢を挙上することができない	2点	2点	
言語	傷病者に「今日はいい天気です。」を繰り返して言うように指示			
	はっきりと正確に繰り返して言える（正常）	0点		
	言語は不明瞭（呂律がまわっていない）、もしくは異常である	1点		
	無言、黙っている、言葉による理解がまったくできない	2点		
※合計点が3点～9点の傷病者については、t-P A 静注療法の対象となる。				

冠(急性)心筋梗塞(疑い)	心筋梗塞（急性冠症候群）が疑われる症状等
	20分以上持続する胸痛、絞扼痛
	放散痛（肩、下顎、上腹部、背部）及び胸部症状
	心疾患の既往及び胸部症状
	心電図モニターでのSTの上昇及び胸部症状

外傷	外傷の解剖学的評価
	顔面骨折
	頸部又は胸部の皮下気腫
	外頸静脈の著しい怒張
	胸郭の動揺、フレイルチェスト
	腹部膨隆、腹壁緊張
	骨盤骨折（骨盤の動揺、圧痛、下肢長差）
	両側大腿骨骨折（大腿の変形、出血、腫脹、圧痛、下肢長差）
	頭部、胸部、腹部、頸部又は鼠径部への穿痛性外傷（刺創、銃創、杵創など）
	15%以上の熱傷を複合している外傷、顔面又は気道の熱傷
	デグロービング損傷
	多指切断（例えば手指2本、足指3本）
	四肢切断
	四肢の麻痺
	受傷機転
	同乗者の死亡
	車から放り出された
	車に轢かれた
	5m以上跳ね飛ばされた
	車が高度に損傷している
救出に20分以上要した	
車の横転	
転倒したバイクと運転者の距離：大	
自動車が行歩者・自転車に衝突	
機械・器具に巻き込まれた	
体幹部が挟まれた	
高所墜落	

熱傷	熱傷の程度等			
	熱傷深度	小児・高齢者以外	Ⅱ度熱傷	20%以上
			Ⅲ度熱傷	10%以上
		小児（6歳未満）	Ⅱ度熱傷	10%以上
		高齢者（65歳以上）	Ⅲ度熱傷	5%以上
	化学熱傷			
	電撃傷			
	気道熱傷			
	顔、手、足、陰部、関節の熱傷			
	他の外傷を合併する熱傷			

中毒	中毒の原因物質		
	毒物摂取		
	医薬品（少量の眠剤、向精神薬を除く）		
	工業用品（強酸、強アルカリ、石油製品、青酸化合物）		
	覚醒剤、麻薬		
	毒性のある食物		
	農薬		
	家庭用品（防虫剤、殺鼠剤等）		
	有毒ガス		
	何を飲んだか不明のもの		

妊産婦（周産期）	妊産婦の症状等		
	大量の性器出血		
	腹部激痛		
	腹膜刺激症状		
	異常分娩		
	呼吸困難		
	チアノーゼ		
	痙攣		
	出血傾向（血液が固まらない、注射部位よりの出血、紫斑など）		
	子癇前駆症状	中枢神経症状（激しい頭痛、めまい）	
消化器症状（激しい上腹部痛、激しい嘔吐・嘔気）			
眼症状（眼がちかちかする、視力障害、視野障害）			

小 児	小児の症状等
	ぐったり、うつろ
	異常な不機嫌
	異常な興奮
	妊娠36週未満の新生児
	低体温
	頻回の嘔吐、胆汁性の嘔吐
	多発外表奇形の新生児
	出血傾向（血液が固まらない、注射部位よりの出血、紫斑など）
	高度の黄疸
	脱水症状（皮膚乾燥、弾力なし）
	瞳孔異常（散瞳、縮瞳）
	痙攣の持続

4 選定基準

(1) 傷病者の症状・病態が重篤又は重症度・緊急度が高いと判断される場合

- ① 「医療機関リスト」の中での対応可能な医療機関のうち、最も搬送時間が短い医療機関を選定することを原則とする。
- ② 心肺停止（C P A）等の緊急に処置が必要な傷病者については、目的の医療機関への搬送所要時間等を考慮し、当該緊急処置が可能な最寄りの医療機関に一時的に搬送し、緊急処置後、速やかに目的の医療機関に搬送することを考慮する。
- ③ 輪番制等、各地域において活用されている選定方法がある場合は、当該選定方法を優先することができる。
- ④ 傷病者本人又は家族等から、かかりつけ医等の特定の医療機関への搬送を依頼されたときは、傷病者の症状・病態の状況を考慮し、支障がないと判断される場合は、当該医療機関を選定することができる。
- ⑤ 高速自動車国道等における救急活動、並びに傷病者の症状・病態の状況及び搬送所要時間等の地理的状況等を勘案し合理的と判断できる場合は、県外を含む「医療機関リスト」以外の医療機関を選定することができる。
- ⑥ 傷病者の症状・病態に応じた医療機関選定の判断に迷う場合は、速やかにオンライン・メディカルコントロールにより医師の助言を受けること。

(2) 傷病者の症状・病態の重症度・緊急度が高くない場合

- ① 入院が必要と判断される場合は、(1) ①から⑤に準じた医療機関の選定を行う。
- ② 入院は不要と判断される場合は、かかりつけ医等の初期救急医療機関又は二次救急医療機関を選定する。

(3) ドクターヘリ

- ① 傷病者の症状・病態及び受傷機転等の情報から、医師による早期治療開始を要すると判断され、かつ事案発生現場の地理的条件等を勘案し、救急車又は船舶を使用するよりも医療機関到着までの時間を短縮できると判断される場合は、ドクターヘリの出動を要請する。
- ② ドクターヘリの出動要請は、救急隊の現場到着前であっても、通報者から聴取した情報等により、少しでも条件を満たすと思われる場合には、覚知時等においても速やかにドクターヘリの出動要請を行う。

5 伝達基準

(1) 消防機関から医療機関への伝達事項

消防機関は、傷病者を搬送しようとする医療機関に対し、当該傷病者に係る概ね次の事項について伝達するものとする。

	伝 達 事 項
①	年齢、性別
②	主訴
③	観察結果（バイタルサイン、医療機関選定の根拠となる症状等）
④	発症、受傷の状況、経過時間
⑤	医療機関到着までの時間
⑥	応急処置の内容
⑦	最終食事摂取時刻
⑧	かかりつけ医療機関（診療科、または病名等まで伝達するよう努める）
⑨	その他、既往歴、アレルギー、服薬の状況等、参考になるとと思われる事項

※ すべての事項を網羅しなければならないものではなく、傷病者の状況に応じて必要な事項を選択する（搬送先医療機関を選定する判断材料となった事項を優先）。

※ 上記だけを伝達すればよいというものではなく、搬送先選定に苦慮している場合の照会箇所数など、現場の状況に応じて必要な情報を伝達するよう努めること。

(2) 消防機関から医療機関への情報伝達に当たっての留意事項

消防機関は、(1)の項目について、正確かつ簡潔明瞭に、総合的な系統立った伝達を迅速に行うよう努めること。

なお、各医療機関では、消防機関からの傷病者受入れの照会に対しては医師が対応するよう努められているものの、やむを得ずその他の者が対応する場合もあり、使用する用語によっては、情報が誤って伝わったり、説明に時間を要したりする可能性がある。この場合においては、消防機関は、簡易な言葉への言換えや併用を行うなど、的確に情報伝達ができるよう工夫すること。

平成24年4月1日改訂

6 受入医療機関確保基準

(1) 傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準

① 適用

次の条件をすべて満たす事案

- 傷病者の症状・病態等の重症度・緊急度が高い
- 搬送先医療機関の選定に時間を要し、「現場滞在時間が30分以上」となる

② 対応

- 原則として最寄りの救命救急センターへ搬送するものとする。
- 救命救急センターへの搬送時間に30分以上を要すると想定される場合は、ドクターヘリの出動要請、又は地域の二次医療機関へ一時受入のための要請を行う。

(2) その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

① 「佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム」(99さがネット)の活用

- 消防機関は、「99さがネット」の活用により、搬送先医療機関の応需情報や他の救急隊の搬送状況を把握し、搬送先医療機関の選定の参考とする。
- 医療機関は「99さがネット」に可能な限り定期的な応需情報を入力し、傷病者の受入可否情報の提供を行うよう努める。

② 三次救急医療機関の病床確保等のためのオーバートリアージへの対応

三次救急医療機関において受入れた傷病者がオーバートリアージ(二次救急医療機関でも十分に対応可能な症状・病態等)であり、より緊急度・重症度の高い傷病者に対応するために病床確保等が必要と判断される場合、各関係機関は次のとおり対応する。

- 三次救急医療機関は、県内の最寄りの消防機関(当該傷病者を搬送した救急隊が帰署前であれば当該救急隊)に対して、初期診療後に対応可能な二次救急医療機関に転院搬送又は転送するよう協力を求めることができる。
- 二次救急医療機関は、初期診療後の当該傷病者の受入れを照会された場合は、できる限り受け入れるよう努める。
- 消防機関は、初期診療後の当該傷病者の転院搬送又は転送への協力を求められた場合は、救急搬送業務に支障のない範囲で協力するよう努める。